平成３０年（フ）第８８号
三重県津市半田1950番地
債務者　谷川　清香
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８９号
三重県鈴鹿市庄野東１丁目６番15号
債務者　山上　幸彦
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９６号
三重県津市久居本町1581番地
債務者　永井　一弘
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３２号
三重県桑名市筒尾１丁目８番地14
債務者　中川　啓司
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
三重県三重郡菰野町大字菰野8474番地167、前住所三重県四日市市赤堀３丁目12番25号
早川ハイツ２－Ｈ号
債務者　半田　友春
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第７６号
三重県四日市市三重４丁目３番地　32―107
債務者　酒井　光広
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２７７号
京都府木津川市梅見台７丁目１番地１
債務者　古川　千景
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１７号
京都府宇治市大久保町上ノ山34番地の１　ＴｏｍｏＮａ1550号
債務者　四方　雄司
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８１号
京都市右京区西京極藪ノ下町５番地３　プレステージ西京極Ⅱ　103
債務者　増田　泰幸
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８２号
京都府城陽市富野西垣内33番地の11
債務者　吉田　英博
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
奈良市宝来１丁目９番10―102号
債務者　花田　麻依
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１２３号
奈良市赤膚町1201番地の170　シャルム赤膚Ⅱ101号
債務者　大澤　千夏
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１２８号
奈良市佐保台西町203番地　アンプルハーベストＣ―202号
債務者　岡田　昭彦
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１２９号
奈良市佐保台西町203番地　アンプルハーベストＣ―202号
債務者　岡田かおる
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第６０号
広島県福山市高西町１丁目２番10号
債務者　屋渕　昭弘
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第７３号
愛媛県松山市宮田町139番地６　宮田町寿ビル401号
債務者　杉原　圭一
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９２号
愛媛県伊予市下吾川410番地４棟８号
債務者　下浦　博明
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松山地方裁判所民事部